

被災された方のための 生活支援情報

第 28 号
平成 24 年 12 月 26 日
仙台市復興事業局生活再建支援室

TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

東日本大震災により住宅や家財などに 損害を受けた方は、税の申告をお 忘れなく

東日本大震災により被害を受けた住宅や家財などの損失額は、所得税および市県民税を算出する際の所得の計算上、雑損失として最長5年間、控除（繰越控除）することができます。

前年以前に控除しきれなかった雑損失の繰越控除を受けるためには、毎年、確定申告または住民税の申告が必要になります。

申告の受け付けは3月15日(金)までとなりますので、お早めに手続きをお願いします。

問い合わせ 市民税課【青葉区・泉区にお住まいの方】
☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区にお住まいの方】
☎214・8638

応急仮設住宅に一人でお住まいのご高 齢の方などに、緊急通報サービスを提 供しています

市では、仙台市内の応急仮設住宅に一人でお住まいの65歳以上の方などを対象に、緊急時などに役立つ生活支援機器をお貸しし、緊急速報・見守りおよび日常会話サービスを提供しています。

サービスの利用を希望される方は、お問い合わせください。

◆対象者＝仙台市内の応急仮設住宅にお住まいで、次の①～③のいずれかに該当する方

①65歳以上の一人暮らしの方（同居のご家族が勤務等により外出し、日中に一人の状態となる場合がある方を含む）

②重度の要介護者と同居しているなど、緊急時に対応できる方がおらず、実質的に一人暮らしと同じ状況と見なされる65歳以上の方

③身体障害者手帳の障害の程度が1級または2級の方で、18歳以上の一人暮らしの方

◆受付期間＝随時

申し込み・問い合わせ 生活再建支援室 ☎214・8579

震災後の生活困りごとと、こころの健 康相談会

生活の困りごとに司法書士が、こころとからだの健康について保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が、無料で相談に応じます。

日時	対象	会場
1/8(火) 13:00～16:00	市内にお住まい か通勤・通学し ている方	宮城県司法書士会館 (仙台市青葉区春日町8-1)

◆申し込み＝電話で宮城県司法書士会にお申し込みください

申し込み・問い合わせ 宮城県司法書士会 ☎263・6755

住まいの再建や就労等に関する訪問相 談

市が委託した生活再建支援員がご家庭を訪問し、住まいの再建や就労等に関する相談に応じます。

◆訪問日時＝平日の10:00～15:00（予約制）

◆対象＝震災により被災された方

申し込み・問い合わせ 生活再建支援室 ☎214・8579、
FAX214・5130

東日本大震災により、他の市町村から 仙台市に避難されている方へ

市町村が独自に行う被災者支援制度等には、その市町村に住民登録をしていることが要件となる場合があります。各支援制度について、詳しくは住民票のある市町村へお問い合わせください。

問い合わせ 住民登録をしている各市町村、生活再建支援室 ☎214・8559

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)

※市の仕事は、12月29日(土)～1月3日(木)はお休みします

太白区役所 ☎247・1111(代)
泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城総合支所 ☎392・2111(代)
秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/>
仙台市携帯電話用ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/m/>